「足場の組立て等業務特別教育」のご案内

令和８年７月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、足場の組立て、解体、変更の業務を行う労働者に対して、特別教育を実施することが義務付けられています。足場の高さによる除外はなく、脚立足場、うま足場なども含まれます。この特別教育を以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

１　日時　　**令和８年１１月１７日（火）　８：３０～１５：５０**　（受付 8:10～8:25）

２　場所　　**鳥取県労働基準協会会館　（鳥取市若葉台南１丁目１７番地）**

３　日程　　①足場及び作業の方法に関する知識（3 時間）　②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（0.5 時間）　③労働災害の防止に関する知識（1.5 時間）
④関係法令（1 時間）　【学科　６時間】

４　受講料　**鳥取県労働基準協会会員　９，０００円**（税込）（１人あたり）（テキスト代含）
（消費税 10％　内税 818 円）
非会員　１１，０００円（税込）（１人あたり）（テキスト代含）
（消費税 10％　内税 1,000 円）

５　**申込方法**　裏面の受講申込書に必要事項を記載し、ＦＡＸ又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。（振込手数料はご負担ください）
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。
申込先　一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部（鳥取市若葉台南１丁目 17 番地）
ＦＡＸ　0857-52-5061　　登録番号 T5270005000526

口座　　鳥取銀行　鳥取支店　普通　００５１２０４
名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

６　**受講申込・受講料支払期限　令和８年１１月２日（月）**　なお、定員６０人とします。

７　**その他**　(1)　筆記用具を持参してください。

(2)　鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。

(3)　受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(4)　本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課（℡0857-29-1707）にお問い合わせください。

(5)　感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(6)　教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。

(7)　会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先　鳥取県労働基準協会東部支部　℡　0857-52-5060　担当　平井

ＦＡＸ　０８５７－５２－５０６１

足場の組立て等業務特別教育　受講申込書

令和８年１１月１７日（火）開催

フリガナ 氏　　名	生　年　月　日

※　修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（　会員事業所　・　非会員　）　どちらかに〇をしてください。

受講者数（　　人）　　受講料合計　（　　円）

上記のとおり申し込みます。受講料は　　月　　日に（　振込　・　現金払い　）します。

（申込・受講料支払期限は令和８年１１月２日(月)です。）

振込先　鳥取銀行鳥取支店　普通　００５１２０４ 名義人　（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する・しない ）（どちらかに〇印をして下さい。）

希望する場合は必要なものに〇印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和８年　　月　　日

〒

所在地

事業所名

業種

TEL

Fax　　（ご担当　　）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部　支部長　殿

駐車場の案内

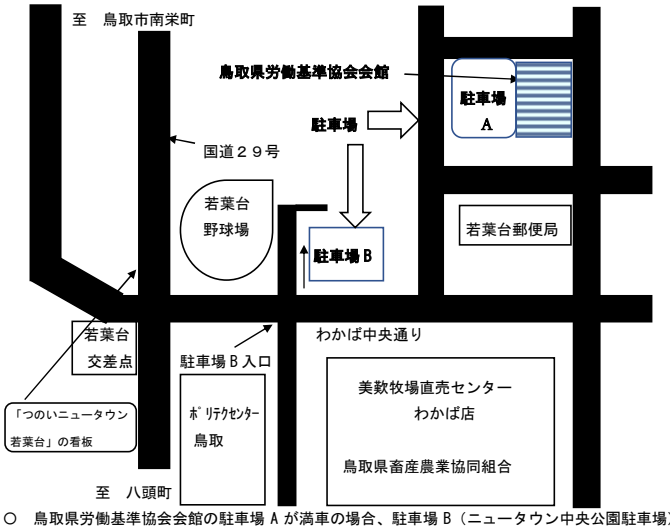

○　鳥取県労働基準協会会館の駐車場Ａが満車の場合、駐車場Ｂ（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。